



# 中部教育事務所だより「絆」11月号



令和元年11月28日(木)  
発行所 中部教育事務所

## 働き方改革の推進について

文部科学省は、平成28・29年度の2か年で教員の勤務実態の実証分析を実施し、その分析結果を公表しています。結果の概要(一部)については、以下のとおりです。



### 教諭の平均的な勤務の状況

	小学校	中学校
定められている勤務開始・終了時刻	8:15~16:45	
出勤・退勤時刻の平均	7:30~19:01	7:27~19:19
1日あたりの学内勤務時間	平均年齢 41.1歳 11時間15分	11時間32分

教諭は、平均すると、7時半頃に出勤し、19時台に退勤している。

※ 自宅から学校への通勤時間は、小学校教員では、30分以内が71%、31分以上1時間以内が25%、1時間1分以上が4%の割合である。(中学校教員も同程度の割合)

### 定められている勤務開始・終了時刻

定められている勤務開始時刻	小学校	中学校	定められている勤務終了時刻	小学校	中学校
8時以前	13.4%	18.3%	16時30分以前	11.8%	16.8%
8時01分~10分	17.9%	24.8%	16時31分~40分	17.4%	25.1%
8時11分~20分	48.4%	45.4%	16時41分~50分	49.1%	46.4%
8時21分~30分	19.4%	11.3%	16時51分~17時	19.9%	11.0%
8時31分~40分	0.3%	0.0%	17時01分以降	1.0%	0.5%

所定の勤務開始時刻は、8時11分~20分が最も多く、次いで8時01分~10分が多い状況となっている。

所定の勤務終了時刻は、16時41分~50分が最も多い状況となっている。

上記の結果等を踏まえ、文部科学省では、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めています。

### 教育課程編成に係る情報提供

昨年度、義務教育課から、全国的に見られる例として、以下の内容について情報提供がありました。次年度の教育課程編成時の参考にしていただくと幸いです。

1 昼休み時間を20分に設定し、放課後に休憩時間を確保するなど、校時程の工夫を行っている。(全国的には多くの学校で取り組まれている。)

※ ただし、昼休みの時間の残り25分を、退庁時刻に合わせて設定することはできません。労働時間の最後に休憩を取ることは、労働基準法違反となります。  
【例】 退庁時刻を16時30分としている学校が、昼休み時間の残り25分を、16時05分から16時30分に設定することはできないこととなります。

2 校内委員会の整理統合や校務分掌等学校組織の見直しに取り組んでいる。

3 学校行事の短縮や準備時間の削減を行っている。(求める完成度の見直し)

管内の小・中学校においても、午前中5時間授業や昼休み時間の分割など、校時程の工夫に取り組む学校が確実に増えてきています。

働き方改革を推進するにあたっては、今ある仕事の仕方を見直すだけでなく、「今ある仕事をやめる、減らす、統合する」といった広い意味での業務改善が必要です。

問合せ先：中部教育事務所  
(担当：川島)

TEL (0985) 44-3322 Fax (0985) 44-3330  
代表アドレス chubu-kyoiku@pref.miyazaki.lg.jp